

佐用町告示第52号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者を次のとおり指定したので、佐用町財務規則（平成17年佐用町規則第33号）第46条の2第2項の規定により告示する。

令和8年4月24日

佐用町長 江見 秀樹

1. 指定納付受託者に納付させる歳入

南光自然観察村における各種使用料  
笹ヶ丘荘における各種使用料

上記収入金の決済のうち、兵庫県が実施する「はばタン Pay+」を使用した決済に限る

2. 委託を受けた者の名称及び所在地、指定の期間

名称	所在地	指定の期間
株式会社 JTB トラン スフォーム	東京都品川区東品川二丁目3- 11 JTBビル13階	令和8年4月24日から

3. 指定日 令和8年4月24日